

## 普通預金（じょうほく結婚・子育て資金贈与専用口座）

令和6年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金（じょうほく結婚・子育て資金贈与専用口座）</li> <li>※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用を受けるための専用口座です。</li> </ul>
2. 対象となる預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通預金</li> <li>・ 当預金はA T M・城北インターネットバンキングでのお取引、口座振替でのお引き出しおよび振込でのお預入れはお取扱いいたしません。</li> <li>・ 口座開設時に結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約を締結させていただきます。</li> </ul>
3. 商品コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 000705</li> </ul>
4. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母さま、祖父母さま、父母さま等）から贈与契約書により結婚・子育て資金の贈与を受けられた18歳以上50歳未満の個人（お子さま、お孫さま、ひ孫さま等）のお客さま</li> <li>※贈与時の受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の適用ができなくなり、本口座はご利用いただけません。</li> <li>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。本専用口座を開設した場合、他の支店・他金融機関で結婚・子育て資金の非課税措置に対応した専用口座等の開設はできません。</li> </ul>
5. 預入期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年3月31日（月）まで</li> </ul>
6. 口座開設方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫の窓口で口座を開設させていただきます。</li> </ul>
7. 預入 (1) 預入方法  (2) 最低預入金額 (3) 預入限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座開設店舗の窓口で随時お預入れいただけます。</li> <li>※2カ月以内に直系尊属から贈与された金銭をお預入れいただきます。</li> <li>※お預入れにあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を当金庫にご提出いただきます。</li> <li>・ 10万円以上1円単位</li> <li>・ 1,000万円（利息は預入限度額に含みません）</li> </ul>
8. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当金庫本支店窓口</li> <li>・ 原則として預金者（贈与を受けられた方：お子さま、お孫さま、ひ孫さま等）の結婚・子育て資金の支払いにあてる場合に限りお引き出しができます。</li> <li>※本専用口座からお引き出す資金が結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等<sup>原本</sup>を窓口にご提出いただきます。</li> <li>なお、領収書等<sup>原本</sup>のご提出がないお引き出しや結婚・子育て資金以外のお引き出し等につきましては非課税措置の適用を受けることができません。</li> <li>※ 本専用口座へ預け入れる前に支払った結婚・子育て資金は非課税の対象となりません。</li> <li>・ 結婚関係の費用は、1,000万円のうち、最大300万円までとなります。</li> </ul>
9. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変動金利</li> <li>・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金へ組み入れます。</li> <li>・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算です。</li> </ul>

10. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお利息は 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</li> </ul>
11. 口座開設手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1口座につき 5,500 円</li> </ul>
12. 特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の支払いに対し、当金庫窓口にて本専用口座よりお振込み手続きをされる場合は振込手数料を無料といたします。</li> </ul>
13. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マル優のお取扱いができます。</li> </ul>
14. 口座解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として中途解約はできません。ただし、預金者 (贈与を受けられた方) が①50 歳に達した場合、②死亡した場合、③預金残高がなくなり特約終了の合意があった場合には、ただちにご解約いただきます。</li> </ul>
15. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「贈与する方」がお亡くなりになった場合、お亡くなりになった日における未利用残高は、「贈与する方」からの相続または遺贈によって取得されたものとみなして相続税の課税価格に加算されます。</li> </ul>
16. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
17. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ (9 時~17 時、電話: 03-3913-1158) にお申し出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所 (9 時~17 時、電話: 03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
18. 参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続等により取得したとみなされる本預金残高を含む結婚・子育て資金管理残高 (= 非課税拠出額 - 結婚・子育て資金拠出額資金支出額) について、贈与者の子以外の直系卑属 (お孫さまなど) に相続税が課される場合には、その管理残高に対応する相続税額は 2 割加算の対象となります (令和 3 年 4 月 1 日以降の贈与等により取得した預金等について適用)。</li> </ul>
19. 預金保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます)。</li> </ul>